

「外郭団体の該当要件」及び「監理団体の該当要件」の見直しについて

市では、財政的援助及び人的援助を行う団体のうち、出資割合や補助金額など、市で定めた要件（以下、「外郭団体の該当要件」と言う。）に該当する団体を「外郭団体」に指定し、団体に対する市の援助状況等を公表している。

また、外郭団体のうち、出資割合の比率など、市で定めた要件（以下、「監理団体の該当要件」と言う。）にあたる団体を「監理団体」に指定し、市は団体運営に対する指導監督を行っている。

2022年2月の外郭団体監理委員会からの答申を受け、「外郭団体の該当要件」及び「監理団体の該当要件」について、次のとおり見直しを行う。

1 「外郭団体の該当要件」の見直し

地方自治法を根拠とし、財政的援助の項目の体系的整理を行った。また、人的援助と財政的援助の均衡を図るため、人的援助の項目を独立させた。

具体的な要件は以下のとおり。

【外郭団体の該当要件】

主にその活動範囲が町田市内であり、法人格のあるもののうち、以下のいずれかに該当するもの。

- ①市が資本金等の4分の1以上の出資等をしているもの
 - ②市が財政的援助及び人的援助を行うことにより、その運営に多大な影響を及ぼしているもの
 - ア 過去3年度にわたり500万円以上かつ当該団体の事業規模（収入合計）の2分の1以上の補助金等※（特定の団体を対象としているものに限る）を支出しているもの
 - イ 500万円以上の運営資金の貸付け（特定の団体を対象としているものに限る）を行っているもの
 - ウ 資本金等の4分の1以上の債務を負担しているもの
 - エ 役員（理事、取締役、監事・監査役）に市職員が就任しているもの
 - オ 「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき市職員を派遣しているもの
 - カ その他の財政的・人的な関係を有するもので市長が特に指定するもの
- ※「補助金等」とは、補助金・交付金・負担金・利子補給

（下線部は、追加・変更部分）

2 「監理団体の該当要件」の見直し

団体への指導監督権限を根拠とした整理を行った。
具体的な要件は以下のとおり。

【監理団体の該当要件】

外郭団体のうち、以下のいずれかに該当するもの。

- ①市が資本金等の2分の1以上の出資等をしているもの
- ②市が資本金等の2分の1以上の債務を負担しているもの
- ③市職員が理事・取締役~~に就任しているもの~~

(下線部は、追加・変更部分)

3 見直し後の外郭団体 (2023年4月1日想定)

| 外郭団体【16団体】 | |
|--|--|
| 監理団体【11団体】 | 基本情報公表団体 (監理団体を除く外郭団体) 【5団体】 |
| ①一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター ②一般財団法人 町田市文化・国際交流財団 ③一般財団法人 まちだエコライフ推進公社 ④一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス ⑤株式会社 町田新産業創造センター ⑥一般社団法人 町田市観光コンベンション協会 ⑦株式会社 町田まちづくり公社 ⑧一般財団法人 みなみまちだをみんなのまちへ ⑨町田市土地開発公社 【基本情報公表団体⇒監理団体に変更】 <u>⑩社会福祉法人 町田市社会福祉協議会</u> <u>⑪公益社団法人 町田市シルバー人材センター</u> | ①エルム・スリー管理 株式会社 ②株式会社 町田センタービル ③一般財団法人 町田市体育協会 ④社会福祉法人 町田市福祉サービス協会 ⑤一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク |

(下線部は、変更部分)

3 今後のスケジュール

- 【2022年度】 ・市と外郭団体との協議、外郭団体内での調整
- 【2023年度】 ・新たな「外郭団体の該当要件」及び「監理団体の該当要件」の適用